

平成 29 年 10 月 4 日

東北経済産業局

## 指定旧供給区域等及び指定旧供給地点の指定の解除 (東北経済産業局所管分)に対する意見を募集します

東北経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 22 条第 2 項及び附則第 28 条第 2 項の規定に基づく指定旧供給区域等及び指定旧供給地点の指定解除について、パブリックコメントの受付を開始しました。今後は、国民の皆様から寄せられた御意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ指定の解除を行ってまいります。

### 1. 概要

東北経済産業局は、平成 29 年 4 月から始まったガス小売全面自由化に際し、需要家保護の観点から、LPガスやオール電化等の他の財との適正な競争関係が認められなかった場合は、指定旧供給区域等または指定旧供給地点として指定し、経過措置料金規制を課しております。

今般、ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）附則第 3 条及び附則第 4 条の規定に基づく報告があり、指定の事由がなくなったと認める指定旧供給区域等及び指定旧供給地点について、改正法附則第 22 条第 2 項及び附則第 28 条第 2 項の規定に基づき指定を解除しようとするものです。

### 2. 意見募集期間

平成 29 年 10 月 4 日(水曜日)～平成 29 年 11 月 2 日(木曜日)

### 3. 資料の入手・意見提出方法

意見提出方法の詳細については、以下をご覧ください。

(電子政府の窓口(e-Gov)のウェブサイト)

指定旧供給区域等の指定の解除(東北経済産業局所管分)に対する意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595217029&Mode=0>

指定旧供給地点の指定の解除(東北経済産業局所管分)に対する意見の募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595217030&Mode=0>

### 4. 参考

指定旧供給区域等の指定を行いました(平成 28 年 11 月 17 日公表)

[http://www.tohoku.meti.go.jp/s\\_shigen\\_ene/gas/topics/pdf/161117.pdf](http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/161117.pdf)

指定旧供給地点の指定を行いました(平成 28 年 12 月 27 日公表)

[http://www.tohoku.meti.go.jp/s\\_shigen\\_ene/gas/topics/pdf/161227\\_1\\_1.pdf](http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/161227_1_1.pdf)

(本発表資料のお問い合わせ先)

東北経済産業局電力・ガス事業課長 田中 祐正

担当者: 早坂、阿部 電話:022-221-4941(直通)